

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第1節 援護行政の動向

今年、先の大戦が終結してからちょうど30周年に当たる。援護行政は、戦後の初期にあつては、海外からの600万人余の邦人の引揚援護業務を中心としてきたが、現在では、先の大戦で公務上の傷病等により死傷した軍人、軍属及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒、軍の要請による戦闘参加者等)並びにこれらの者の遺族に対する年金等の給付を中心とし、その他恩給の進達等の旧軍関係の残務の処理が主たる業務として行われている。

また、49年12月にはインドネシアのモロタイ島から台湾出身の元日本兵中村輝夫さんが発見救出されたこと等もあり、未帰還者の調査究明にはなお一層の努力が要請されている。このほか、高齢化していく戦傷病者及び戦没者遺族への対応、戦没者の遺骨収集の促進、中国からの一時帰国者に対する援護、中国残留の日本人孤児の親捜し等、終戦30年を経た今日でも、なお援護行政として対処すべき多くの問題が残されている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において、公務上又は業務上の傷病により死亡した軍人、軍属及び準軍属は200万人を超える。これらの者の遺族に対しては、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法等により各種の給付が行われている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による戦没者の遺族に対する給付は、遺族年金、遺族給与金、遺族一時金及び弔慰金の4種がある。

遺族年金は、軍人軍属(恩給法該当者を除く。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給され、遺族給与金は、準軍属が業務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した場合に支給される年金である。50年3月末現在の受給人員は、第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数
(50年3月末現在) (単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	42,430	113,756	42,638
先 順 位 者	30,450	95,050	37,145
後 順 位 者	11,980	18,706	5,493

厚生省援護局調べ

遺族年金及び遺族給与金の額は同額で、50年法改正により、先順位者の額については50年8月から29.3%、51年1月から更に6.8%引き上げられ、後順位者の額も50年8月から引き上げられ、第4-5-2表の額となった。

第4-5-2表 改正後の遺族年金等の額

第4-5-2表 改正後の遺族年金等の額 (単位:円)

	改 正 前	改 正 後	
		50年8月から	51年1月から
先 順 位 者	366,600	474,000	506,000
後 順 位 者	1,200	1,800	1,800

厚生省援護局調べ

(注) 勤務に関連する傷病による死亡の場合は上記の75%相当額

遺族一時金は、軍人、軍属又は準軍属が公務傷病に併発した傷病により退職後一定期間内に死亡した場合等で他に遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける遺族がないときに支給され、その額は10万円である。50年3月末までの支給件数は、軍人5,917件、軍属290件、準軍属34件、総数6,241件である。

弔慰金は、軍人、軍属又は準軍属が、公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により、16年12月8日以後に死亡した場合に支給され、その額は5万円(10年以内償還の国債)である。50年3月末までの支給件数は、軍人181万2,815件、軍属13万8,947件、準軍属11万4,475件、総数206万6,237件に及んでいる。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属又は準軍属の妻であって、48年4月1日に遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には、この法律によって、20万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。また、20万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が、その後10年を経過した時点において引き続き遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受けている場合には改めて60万円の特別給付金(10年償還の国債)が支給される。

50年法改正では、49年の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正により新たに遺族給与金を受ける権利を有するに至った旧防空法の規定による防空従事者の妻に対して、20万円の特別給付金を支給することとした。

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

この法律により、従来太平洋戦争中の戦没者等の遺族に3万円の特別弔慰金が支給されていたが、50年が終戦30周年に当たるので、戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表わすため、この法律を改正し、改めて特別弔慰金を支給することとした。

改正の概要は、12年7月7日(日華事変ぼつ発の日)以後の公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属又は準軍属の遺族で、50年4月1日において同一の戦没者について遺族年金、公務扶助料等の給付を受ける者がいないものに、20万円の特別弔慰金(10年償還の国債)を支給するものである。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

日華事変以後に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人、軍属又は準軍属の父母又は祖父母のうち、戦没者の死亡当時、戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、更に、48年4月1日までに氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった者で、同日において遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利又は資格を有する者には、この法律によって、10万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。また、10万円の特別給付金を受ける権利を取得した戦没者の父母等がその後5年を経過した時点において、引き続き遺族年金、公務扶助料等の給付を受けているか、又はこれらを受ける資格を有しており、かつ、その間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった場合には、その者に改めて30万円の特別給付金(5年償還の国債)が支給される。

50年法改正では、49年の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正により、新たに遺族給与金を受ける権利を有するに至った旧防空法の規定による防空従事者の父母等に対して、10万円の特別給付金を支給することとした。

(5) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉の一層の増進を図るため、戦没者遺族相談員の制度が設けられており、全国で1,410人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

2 戦傷病者の援護

先の大戦において公務上負傷し、又は疾病にかかり、今なお障害を有する軍人、軍属又は準軍属であった者の数は約15万人に及ぶが、これらの戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付と戦傷病者特別援護法による医療給付等がその中心となっている。このほか戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により、戦傷病者の妻に特別給付金が支給されている。

(1) 所得面の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法によって、戦傷病者(恩給法該当者を除く。)に障害年金又は障害一時金が支給されている。50年3月末現在の障害年金の受給者数は、軍人283人、軍属2,640人、準軍属2,291人、総数5,214人である。また、50年3月末までに障害一時金を受けた者は643人である。

50年法改正により、軍人、軍属又は準軍属であった者の障害年金及び障害一時金の額は、50年8月より29.3%引き上げられ、更に、51年1月から6.8%引き上げられた。また、扶養親族加給の額を配偶者については4万2,000円を6万円に、その他の親族2人までについては1万2,000円を1万8,000円(配偶者がいないときはそのうち1人に限り4万2,000円)に引き上げ、更に、重度の障害者に加給される特別加給の額を7万2,000円から12万円に引き上げた。

戦傷病者等の妻に対しては、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法によって特別給付金が支給されているが、その対象者は、12年7月7日以後の公務上又は勤務に関連した傷病により、38年4月1日において恩給法による増加恩給等の給付を受けていた者の妻又は同日までに一時金たる傷病賜金等を受けたことのある者の妻である。特別給付金の額等については、第4-5-3表のとおりである。

第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類 (50年3月31日現在)

	金 額	給 付 の 種 類	支 給 件 数
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年以内償還無利子の記名国債	416,323件
	60万円	10年以内償還無利子の記名国債	354,356
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年以内償還無利子の記名国債	607,621
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年以内償還無利子の記名国債	16,434
	30万円	5年以内償還無利子の記名国債	12,746
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円(2-5款症の戦傷病者の妻に対しては5万円)	10年以内償還無利子の記名国債	110,665

厚生省援護局調べ

なお、50年改正法により、49年の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正により、新たに障害年金等を受けることとなった戦傷病者等の妻に特別給付金を支給することとした。

(2) 医療面その他の援護

戦傷病者特別援護法により、戦傷病者には戦傷病者手帳が交付され(50年3月末現在15万1,435人)、次のような援護が行われている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(50年3月末現在の受給者数6,401人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給する。支給額は50年4月より月額9,800円(50年3月までは8,000円)である(50年3月末の受給者数120人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合、その遺族に葬祭費を支給する。

支給額は3万3,000円(50年3月までは2万2,000円であり、49年度の支給件数は80件である)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行う(49年度の支給件数3件)。

オ 補装具の支給及び修理を行う(49年度の総件数7,262件)。

カ 重度戦傷病者を国立保養所に収容する。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道及び連絡船を利用する場合に無賃の取扱いをする(49年度の乗車券引換証交付人員12万4,012人)。

なお、この法律により、戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について、戦傷病者の相談相手となって必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており、現在、全国で940人の民間人が厚生大臣から業務の委託を受けて活動している。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

3 全国戦没者追悼式

先の大戦において死没した300万余の軍人、軍属、準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため、政府は38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

49年の式典は、天皇皇后両陛下御臨席の下に、東京北の丸公園の日本武道館において、全国の戦没者遺族代表をはじめ、国会、政府その他各界の代表等約6,000人が参列して厳粛にとり行われた。

式典の当日は、官公庁などには半旗が掲げられ、正午には全国民がそれぞれの職場、家庭において黙とうを行い、戦没者に追悼の誠をささげるとともに、平和への思いを新たにした。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

4 モロタイ島における元日本兵の救出等

インドネシヤモロタイ島からは、31年に9人の元日本兵(うち台湾出身者6人)が救出されたが、その後は同島には、元日本兵はいないものと思われていた。

49年11月24日、モロタイ島を訪れた日本政府派遣の遺骨収集団は、同島に元日本兵が残留している旨の不確実情報を入手した。

遺骨収集団長と在ジャカルタ日本総領事は協議の結果、早速、これら日本兵の搜索救出方をインドネシヤ政府に申し入れ、その了解を得て、遺骨収集団は帰国した。

インドネシヤ側は、この搜索救出を現地空軍に命じ、同空軍のモロタイ基地では将校以下11人の搜索隊を編成、搜索を行っていたところ、同年12月18日ビオ川上流において1人の「元日本兵」を発見、翌日同基地に収容した。この「元日本兵」は、台湾出身の元陸軍兵長中村輝夫さんであることを確認した。

厚生省は、直ちに、厚生省職員をジャカルタに派遣し、中村さんの身辺保護と所要の調査を行わせた。また、翌50年1月6日には、援護局長を派遣し、インドネシヤ政府に対する表敬と中村さんの労をねぎらった。

一方、モロタイ島からジャカルタのペルニ病院に移された中村さんは、健康状態も良好であり、本人の希望どおり速やかに台湾へ帰国させることとなり、関係各国等の協力を得て1月8日32年ぶりで故国台湾へ無事帰還した。

なお、中村さんには、日本政府から200万円、閣僚等から150万円の見舞金等が贈られた。

最近の残留日本兵についての情報は、インドネシヤ国のセラウエシ島、ボルネオ島、西イリアン、タイ国チェンマイその他を含め13地域に及んだが、調査した結果、ボルネオ島(調査中)を除くいずれの地域も元日本兵はいないことが確認された。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

5 海外戦没者の遺骨収集

海外戦没者の遺骨収集については、28年から33年までの第1次計画、次いで、42年度から47年度までの第2次計画に基づいて、それぞれ旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して実施したところであるが、なおまだ十分とはいえない実情であるので、この問題の重要性にかんがみ、48年度から3か年計画の下に積極的にその処理を推進しているところである。この計画の実施に当たっては、新たな制度として、民間団体(財団法人日本遺族会、戦友団体等)の協力を要請し、これらの団体に対しては補助金を交付することとした。今次計画の第2年度である49年度においては、次の地域に遺骨収集団を派遣し遺骨収集を行った。

フィリピン(レイテ等)

ビルマ

パプア・ニューギニア(ニューブリテン等)

インドネシア(西イリアン等)

マリアナ諸島(サイパン等)

インド

沖縄

硫黄島

このほか、フィリピンのマニラ湾に沈没している旧軍の巡洋艦「那智」の戦没者の遺骨の引上げを行った。

なお、遺骨収集計画の進捗状況等を考慮しながら旧戦域に戦没者慰霊碑を建立することとしているが、47年度にはフィリピンのカリラヤ(マニラ東南方約70キロメートル)に「比島戦没者の碑」を建立し、48年度にはサイパン島の北部パナテルに「中部太平洋戦没者の碑」を建立した。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

6 戦没者に対する叙位叙勲等

39年1月7日の閣議決定により、戦没者に対する叙位及び叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位及び叙勲の対象になる者は、先の大戦に関する勤務に従事し、これに関連して死亡した軍人、軍属等で、その総数は、叙位対象者約8万余人、叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。このうち、50年3月第108回発令までに約200万人に対して叙位又は叙勲が行われた(第4-5-4表)。

第4-5-4表 戦没者叙位叙勲発令数

第4-5-4表 戦没者叙位叙勲発令数

(単位：人)

	叙位を受けた者	叙勲を受けた者
総 数	72,925	1,998,787
39年度	—	127,700
40	—	302,059
41	8,982	338,922
42	24,616	423,414
43	20,106	352,232
44	11,821	227,611
45	4,388	130,899
46	1,536	53,446
47	700	23,017
48	460	11,480
49	316	8,007

厚生省援護局調べ

また、軍人軍属のうち、定例叙勲発令済みの者約50万人に対し、45年度より勲記、勲章の伝達を開始され、50年3月までに約30万人に対して賞賜物件の伝達が行われ、更に、定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は47年度から開始され、50年3月までに約12万人に対して位記の伝達が行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

1 未帰還者の調査

先の大戦が終結したとき、海外残留を余儀なくされた未帰還者は、50年3月末現在3,280人となっている。その地域別内訳は、中国2,721人、ソ連(樺太及び千島を含む。)323人、南方132人、北朝鮮104人である。

未帰還者の調査は、国内的には帰還者から情報の提供を受けて、対外的には外交折衝又は赤十字ルート等による話し合いによって行ってきた。特に、中国内の未帰還者に対しては、47年に日中両国の国交が正常化したことを契機として、未帰還者名簿を在北京日本大使館に送付し、積極的にこれら未帰還者の実態は握に努めた結果、残留者の個々の実情に即応する調査が進展し、49年度内に400余人の未帰還者の帰国が実現し、また、終戦後の混乱期に肉親と生別あるいは死別し孤児となったため、自己の身上を承知しないまま成人したいわゆる「中国残留孤児」70人の身元を明らかにしたほか、死亡届又は戦時死亡宣告等により戸籍が抹消された者197人の生存を確認することができた。

49年度における未帰還者の調査究明の結果は、死亡報告を行った者91人、戦時死亡宣告の審判が確定した者65人、帰還した者405人、その他10人の計571人が減少し、新たに408人が未帰還者としては握された。

なお、戦時死亡宣告を受けた未帰還者が身分上戦傷病者戦没者遺族等援護法の軍人軍属準軍属又は恩給法等の公務員に該当する場合は、原則として公務により死亡したものとみなされ、その遺族に対して、これらの法律により遺族年金等が支給される。また、未帰還者に関する特別措置法に基づき3万円(遺族手金等を受ける場合は2万円)の弔慰料が支給される。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護等

2 引揚者等の援護等

(1) 引揚者の援護

終戦に伴う海外からの日本人の引揚げは、34年に集団引揚げが終了した後は、個別に航空機又は便船を利用して続けられている。これら引揚者に対する援護としては、航空運賃又は船運賃の国庫負担、上陸地における金品の支給、落ち着き先までの移送、定着後の住宅の貸与、就職あっ旋等が行われ、また、ソ連及び中国からの引揚者については、居住地から出境地までの旅費を国において負担する措置が講じられている。

最近、ソ連、中国及び韓国から個別に引揚げが行われており、同伴家族を含め49年度には297人となっている。

(2) 一時帰国者の援護

終戦前から中国に居住する日本人で戦後初めて墓参、親族訪問等の目的をもって本邦に一時帰国(いわゆる里帰り)を希望する者に対しては、中国の居住地から日本の落ち着き先まで及び日本の落ち着き先から中国の居住地までの一時帰国に必要な往復旅費を国において負担する措置が48年10月31日から講じられている。

この結果、50年3月末までに1,107人が本邦に一時帰国し、442人が再び中国に渡航した。
